条　　例

議会の議決を経た「千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和８年１０月７日

千曲市長　小川　修一

千曲市条例第２８号

千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

千曲市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成15年千曲市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項及び第６条第６号中「非漢字国圏」を「非漢字圏」に改める。

第10条第１項ただし書中「規定する個人番号カード（」を「規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に改め、「第22条第７項」の次に「（同法第22条の３第２項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同条第１項」を「同法第22条第１項」に、「）をいう。以下同じ」を「次項において「個人番号カード等」という」に改め、同条第２項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。